

パートナーシップ宣誓制度 Q & A

パートナーシップ宣誓制度についてよくあるご質問にお答えします



Q 婚姻制度とパートナーシップ宣誓制度の違いは？

A 婚姻は民法に基づく制度で、法的な権利や義務を伴います。一方、パートナーシップ宣誓制度は、「真庭市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規程」に基づくもので、法的な効力（財産上の権利や税金の控除など）はありません。真庭市の宣誓制度は性的マイノリティや事実婚といった生き方の多様性を公に認めることで、当事者の生活上の困難や生きづらさの軽減を目的としています。

Q 宣誓対象者は同性パートナーだけですか？

A 各要件を満たしていれば、同性ではない性的マイノリティのカップルや事実婚のカップルにも宣誓いただけます。

Q 通称名は使用できますか？

A 使用できます。受領証には通称名のみ記載することも可能ですが、その場合、お手持ちの運転免許証等との記載が異なることが原因で不利益が生じる可能性があります。

Q 宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓書の提出や受領証の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓書に添付していただく必要書類の発行手数料等は負担していただく必要があります。

Q 転出時や関係を解消した場合はどうなりますか？

A 一方が真庭市外へ転出、もしくはパートナーの関係を解消された場合は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届を提出していただき受領証を返還してください。
※パートナーシップ宣誓制度相互利用により、協定締結間の自治体へ転出する場合は、受領証を継続使用できる場合があります。

パートナーシップ宣誓の受付・ご相談はこちらまで。お気軽にお問い合わせください。

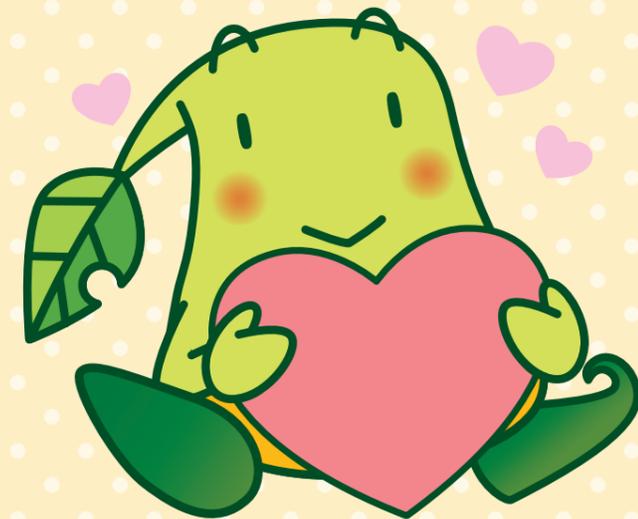
【受付時間】 平日 8:30～17:15

(宣誓対応時間: 平日 9:00～16:00)

※必ず宣誓希望日の7日前までに事前予約をお願いします。



真庭市 パートナーシップ宣誓制度のご案内



真庭市は、第2次真庭市総合計画及び真庭市共生社会推進基本方針の理念に基づき、令和3年12月、パートナーシップ宣誓制度を導入しました。市民一人ひとりの基本的人権が尊重され、その個性や多様性を相互に認め合いながら、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる共生社会の実現を目指しています。

真庭市 生活環境部 暮らし安全課

令和4年10月発行

TEL:0867-42-1017 FAX:0867-42-1319

Mail:kurashianzen@city.maniwa.lg.jp

HP:<https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/12/50818.html>



真庭市 生活環境部 暮らし安全課

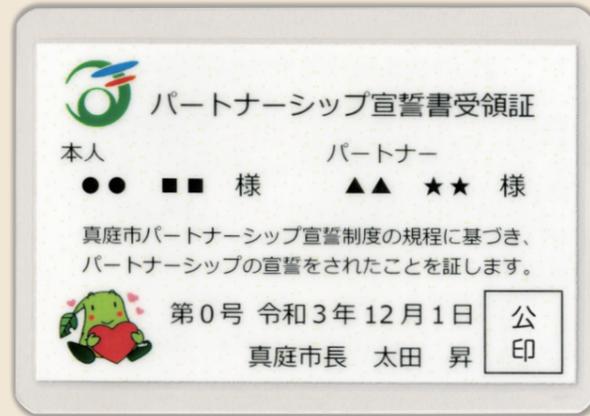
真庭市パートナーシップ宣誓制度とは

真庭市パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束したお二人が、市長に対し、双方がお互いのパートナーである旨を宣誓する宣誓書を提出することで、真庭市がお二人の関係を公に認め、受領証を交付する制度です。真庭市では性的マイノリティの方に限らず、様々な理由で婚姻制度を利用していない方々、いわゆる**事実婚**も対象としています。

受領証の提示により利用できる制度やスムーズになる手続き

- ・市営墓地の承継
- ・市営住宅の同居、入居承継
- ・救急搬送証明書、り災証明書の交付
- ・不妊治療支援事業
- ・市営病院での病状説明、手術時の同意書

など



▲受領証（表面） 原寸大

LGBTQといった性的マイノリティの方や何らかの事情で婚姻できない方が、生涯にわたり安心して自分らしく生活していくためには、法律婚に準じるサービスや手続きだけでなく、周囲の理解や関心が何より必要です。

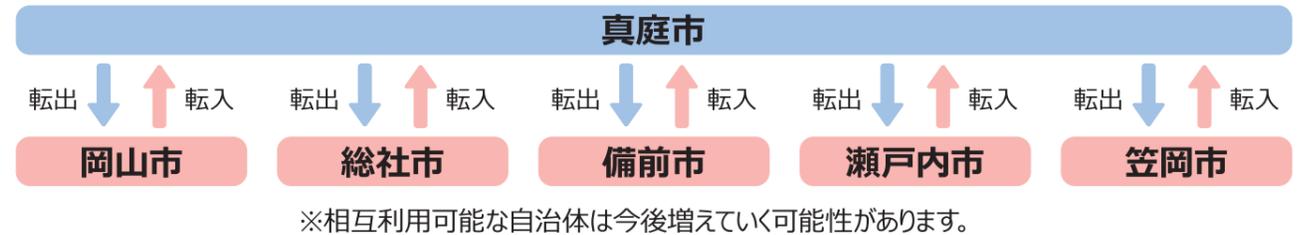
今後さらに市や民間事業者で利用できるサービスや手続きが増えていくよう、周知啓発に努めていきます。

パートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用を開始しました

令和4年10月1日からパートナーシップ宣誓制度の自治体間相互利用を開始しました。これにより、宣誓されたお二人が相互利用の協定締結自治体間で住所を異動しても新たに宣誓をすることなく、既存の受領証を継続して利用できるようになります。

※ただし、事実婚など、転出先自治体の宣誓対象外になっている場合は、相互利用は適用されません。

相互利用のイメージ



宣誓を行うことができる方



- パートナーシップの関係にあること**
お互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した2人の関係。
- 双方が成年(満18歳)に達していること**
- 真庭市民であること、または転入予定であること**
- 配偶者がいないこと**
- 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと**
- 宣誓者同士の関係が近親者でないこと**
民法の規定により婚姻できない者同士(三親等内の親族)の関係にないこと。ただし、パートナーシップに基づき養子縁組をしている又はしていた場合は宣誓することができます。

コラム 性的マイノリティについて理解を深めよう

性的マイノリティとは性的志向や性自認といった性のあり方が少数派の人たちの総称です。代表的なものとしてLGBTQという概念があります。これは性的特性のそれぞれのアルファベットの頭文字をとったものです。

Lesbian レズビアン

女性の同性愛者

Questioning/queer クエスチョニング/クイア

性的志向・性自認に疑問を感じている、決めたくない人
または定まっていない人

Gay ゲイ

男性の同性愛者

Bisexual バイセクシャル

両性愛者

Transgender トランスジェンダー

身体や戸籍上の性別に違和感があり、それとは異なる性別として生きたいと望む人



性的志向 ⇒ 恋愛感情や性的関心がどの性別に向いているかということ。
性自認 ⇒ 身体的性別・戸籍上の性別にかかわらず、自分が認識している性。

SOGI ソジ

Sexual Orientation「性的志向」とGender Identity「性自認」の頭文字をとった略語。

Gender Expression「性表現」を加えてSOGIE(ソジー)ともいう。

⇒性的マイノリティに限らず全ての人にある性の構成要素・属性であり、性の多様性を認め合う概念として使われる。



カミングアウト ⇒ 自分のセクシュアリティ(性のあり方)を自分の意志で他者に伝えること。
アウティング ⇒ 本人の承諾なく、本人が公表していないセクシュアリティを第三者に伝えること。

※カミングアウトの強制やアウティングは、本人のプライバシーを侵害することになり、許されない。

もしもカミングアウトを受けたら…

相手の話をよく聞いた上で、信頼して話してくれたことに感謝の意を伝えましょう。

秘密は必ず守り、決してアウティングをしたりしないようにしてください。

アウティングは、本人の心身に多大な影響を及ぼすばかりではなく、プライバシー権の侵害として、慰謝料や損害賠償請求の対象になる可能性があります。

